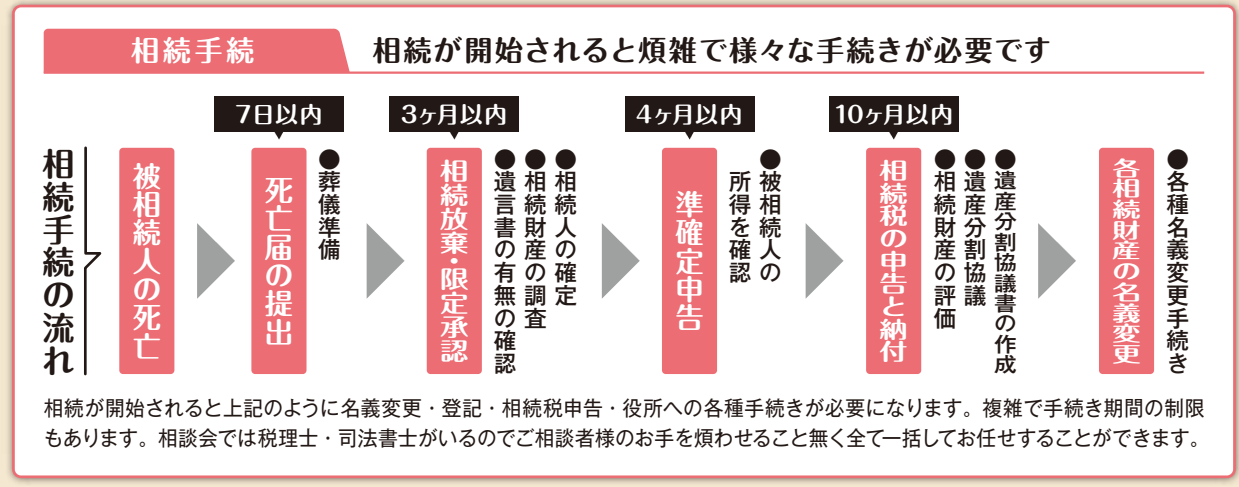
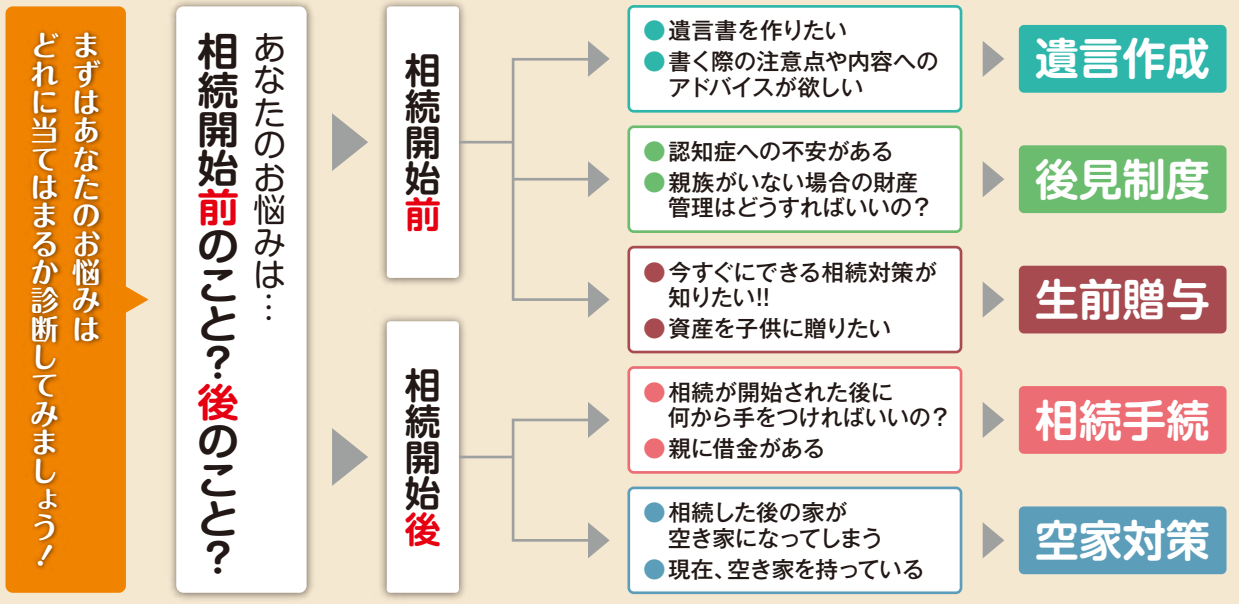


# 相続のお悩みは1人1人によって異なります。相続のプロである税理士・司法書士がそれぞれのご家庭事情に合わせた最適な解決・トラブル予防方法をご提案し、ご家族をお守りします。



**遺言作成** 意思を記し残される方の為に“争続”を防ぎましょう

遺言を書く際の注意点は？  
財産が少しでも遺言って書く必要はありますか？

遺言書をご自身で書く際は注意が必要です。書き方によって遺言が無効になるケースや残されたご遺族への相続がスムーズに行われないこともあります。後々揉めることがないように遺言の内容を一緒に考え、ご相談者様の意思を第一に尊重した遺言書作成のお手伝いをします。

**後見(法定後見・任意後見)** 自身や大切な人の財産を守りましょう

将来、財産の管理ができなくなったらどうしよう？  
身近に任せられる親族がいないけど誰かに任せられるの？

元気なうちに将来に備えて財産の管理を任せられる“後見人”をご自身で選ぶことができます。誰を選んだらいいのか、何を決めておくべきなのか、手続きはどのようにしたらいいのか、ご相談者様の状況に合わせて最善のご提案をあなたの大切な将来をお守りします。

**生前贈与** 相続対策によって柔軟な対策が可能になります

生前にする贈与と相続の違いは？  
贈与の方法を知りたい。

生前贈与は相続前に自分の財産を“贈与”をしますが、相続が発生した際に争いの防止や相続税の対策にも非常に有効な手段です。

**空家対策** 余分な税を払わずに済むよう整理しましょう

相続した不動産を空き家として放置してしまっている。  
空き家を売却して余計な固定資産税を払わないようにしたい。

空き家が放置されていることにより様々な問題が発生し注目されています。税理士・司法書士が空き家の管理に関与することによって今まで難しかった空き家の処分や管理問題が解決するケースが多くあるのでご相談下さい。

**相続税ニュース** 相続税は昨今で大きく変わっています！

うちは資産も多くある訳じゃないし関係ないじゃ…

ちょっと待ってください！  
平成27年に相続税の「基礎控除額の引き下げ」により相続税の対象者が大幅に増えました。

相続税の対象になるものは、不動産・預貯金・証券・自動車・保険金など全ての財産です。  
全ての財産が総額で3600万円を超えると相続税が発生してしまいます！(※法定相続人が1人の場合)

基礎控除額の計算法

改正前	5000万円 + (1000万円 × 1人 ※法定相続人の数) = 6000万円
改正後	3000万円 + (600万円 × 1人 ※法定相続人の数) = 3600万円

総財産が3600万円以下の場合、相続税はかかりませんが…改正前と比べ相続税の基礎控除額が2400万円も減ってしまう為気付かないうちに相続税の支払の対象者になっている可能性があります。

**個別相談会にお越しの方対象！ 無料で相続税シミュレーションいたします！**

[STEP1] ご相談 | [STEP2] 相続税シミュレーション | [STEP3] 相続対策プランのご提案